

鹿角ゼロカーボンラジオ Nice Action! セカンド 第16回(12月18日(木)放送分)の概要

今回は、以前もやりましたが、「再生可能エネルギーと環境にかかる法律」というテーマを取り上げます。今回はその中でも、より電気の部分に直接かかわる電気事業法というものを取り上げますね。

この法律は、電気を安心して使ってもらうために、供給する側が知っておくべきものと理解しています。

この法律の目的は第一条に色々書かれているのですが、その中に「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」というものが挙げられています。

そして、「再生可能エネルギーを含めた発電所が、適切に作られるとともに維持管理もされて、周囲の環境も適切に保たれるようにする」といったことも、主たる目的の一つとなっていると言えます。

市民のみなさまに特に関係するのが、まさに安全や保安といったものなるかと思えますので、そのあたりについて、法律内に記載されているものを、いくつか紹介していきます。

まず、「事業用電気工作物の維持」という点です。「事業用電気工作物」とはざっくりいって、発電設備や送電線といった電気関係の設備のうち、一定規模以上のもので、例えば家の屋根にある太陽光発電設備の場合、出力が10kW以上のものをいいます。

パネルの広さが1枚、2平方メートルくらいなのですが、それが15枚くらいくらい並ぶ感じですね。

この事業用電気工作物については、「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」とか、「他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること」と書かれています。

つまり、その設備によって、まわりに悪い影響を与えないようにしないとけいなといったことが定められています。

さらに、それを具体化するために、一定規模以上の設備については「保安規定」というものを作る必要があるとか、これも一定規模以上の設備については「主任技術者」という責任を持てる人を置く必要があることなどが定められています。

どんな技術や知識が必要と为什么呢。

電気主任技術者というものは、国家資格になっていて、電気工学といった知識も必要ですし、こうした安全に係る法律にかかる知識も必要になっていますね。

ただし、法律の文章そのものには、詳細な事項などは書ききれないので、「別のものに定める」となっています。

具体的には「技術基準」というもので、電気関係の設備はこの基準に適合するようにしないとイケないと定められています。

さらに「技術基準」にも「解釈」とか「解説」とかがあって、かなり細かくルールが定められていますね。

具体的な内容についていくつか紹介しますね。

例えば、「電気設備の技術基準の解釈」には、電線に係る規格というものが記載されています。

第3条の一というところには、「通常の使用状態における温度に耐えること」という記載があります。つまり、電線については、普段起こり得る気温、室温などの変化で品質が落ちてはいけないということが言われています。

また、この「解釈」というルール集の第47条の2には「常時監視しない発電所の施設」についてどうすべきかという項目が記載されています。

例えば、何かあったときに警報を発するような装置をつけるようにといったことが書かれていますね。

このルールを守らなかった場合はどうなるのですか？

このルールを守らなかった場合の対応も、この法律内に定められています。例えば、「技術基準」を守らなかった場合は、国が「技術基準適合命令」というものを出し、設備の使用の一時停止などを命ずることができます。法律に基づいた命令なので、かなり重いものになりますね。